



旭川空港周辺の建造物等設置制限について（空港制限表面）



旭川空港周辺では、空港に離着陸する航空機の安全を確保するために周辺の一定区域(下図の赤枠内)を障害物がない状態にしておく必要があります。

そのため、航空法で「制限表面」を設定し、次に示す行為に制限を設けています。

※詳細は①『制限表面について』をご覧ください。

建造物等設置制限

制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件（テレビアンテナや工事用クレーン等も含まれます）を設置・植栽・留置することを禁止しています。

これらに違反すると、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対して、除去を求めたり（航空法第49条、第56条の3）、50万円以下の罰金（航空法第150条）に処されることがあります。

そのため、空港周辺で建築物等を設置する場合には申請が必要です。

※申請書は②『旭川空港周辺における物件の制限等について（照会）』をご覧ください。

(提出先)

北海道エアポート株式会社 旭川空港事業所

e-mail : AKJ@hokkaido-airports.co.jp

※件名に「制限表面申請について」とご記載ください。

ご不明点は、

電話 0166-83-2200 までお問い合わせください。



(2)無人航空機(ドローン・ラジコン・農業散布ヘリコプター等)飛行制限

有人の航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域（制限表面等、空港等の周辺の上空の空域）で、無人航空機を飛行させることは、原則として禁止されています。

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、航空法第132の2に従わなければなりません。これらに違反すると50万円以下の罰金（航空法第157条の4）に処されることがあります。

無人航空機の重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要です。

※依頼書は③『無人航空機の飛行に関する調整依頼書』をご覧ください。

(提出先)

北海道エアポート株式会社 旭川空港事業所

e-mail : AKJ@hokkaido-airports.co.jp

※件名に「無人航空機調整依頼について」とご記載ください。

飛行の高さが制限表面を超えるか不明な場合は、電話 0166-83-2200 までお問い合わせください。

また、飛行の高さが制限表面を超える場合は、旭川空港の許可を得てから飛行に関して国土交通大臣への許可申請が必要となります。

(申請先)

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

○平日 (9:00~17:00)

TEL:03-5757-3022 FAX:03-5756-1521

e-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

○夜間・休日(※緊急の飛行に限る)

TEL:03-5756-1531 FAX:03-5756-1528

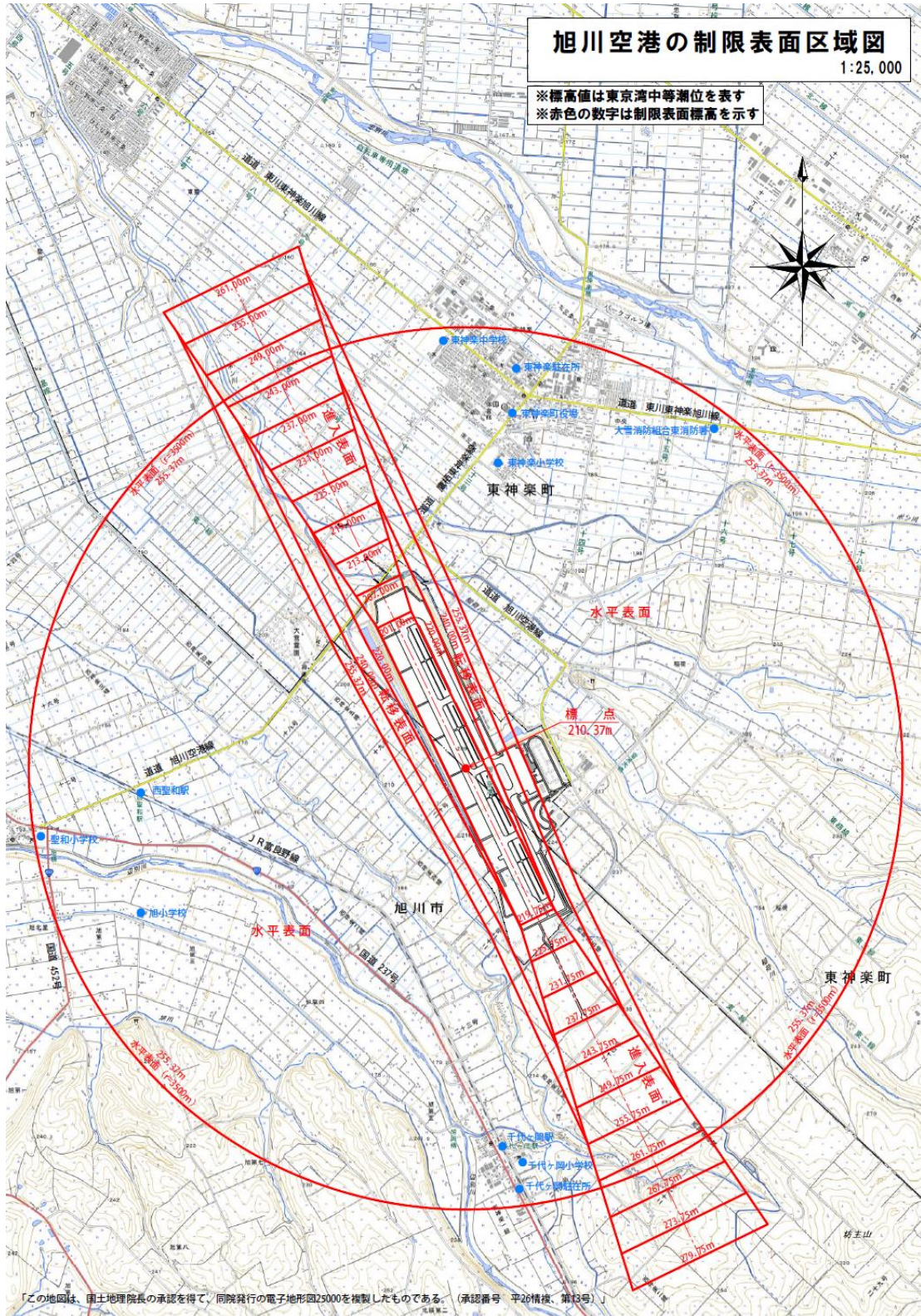
e-mail: cab-hnd-jouhou@mlit.go.jp



旭川空港の制限表面区域図

1:25,000

※標高値は東京湾中等潮位を表す
※赤色の数字は制限表面標高を示す



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平20情報、第13号)」